京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の 施行に関する重要事項について(答申)

(過料の金額及び徴収開始時期について)

平成20年2月

京都市路上喫煙等対策審議会

はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や 健康への影響の抑制を図るため、公共の場所での喫煙行為に対しては、公的な ルールとして一定の規制が必要である。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」(以下「条例」という。) が平成19年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「市民等」という。) の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等 による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制 定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基 づく市長の諮問機関として設置されている。

この度、本審議会は、平成20年2月19日付け文市地第98号により、条例の施行に関する重要事項として、過料の金額及び徴収開始時期についての諮問を受け、答申を行うものである。

路上喫煙等禁止区域(以下「禁止区域」という。)での違反者に対する過料徴収を契機として、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上が図られ、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

1 過料徴収についての考え方

(1) 現状

本審議会において,条例の目的を達成できるよう,京都市の諮問に応じ 審議し,第2回審議会で「路上喫煙等禁止区域の指定について」の答申を 提出した。

この答申内容を踏まえ、京都市では、平成19年11月1日に禁止区域 を指定し、広報活動及び巡回・指導等を行ってきたところである。

これまでの取組の効果を検証すると、禁止区域の指定前と比較し、路上 喫煙等を行っている者(以下「路上喫煙者」という。)の割合が一定減少し ているが、その効果には限界があること及び路上喫煙等による危険性が依 然として存在しているため、更に強力に取組を推進する必要がある。

(2) 過料徴収についての考え方

過料は行政上の秩序を害する行為に対し科す「行政罰」であり、路上喫煙者に対する制裁としての側面を有するため、過料徴収の実施には慎重な判断が必要となるが、現状を考察すると、路上喫煙等による危険を防止するまでに至っておらず、これまでの取組のみでは条例の実効性が確保できない。

また,過料徴収の実施によって,禁止区域での路上喫煙等を抑止すること(抑止効果)及び違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること(再発防止効果)が期待でき、その結果、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を図ることが可能である。

以上のことから、条例の実効性を確保するためには、過料を徴収している他都市の取組状況も参考にしながら、京都市で過料徴収を実施する必要がある。

2 過料の金額及び徴収開始時期

(1) 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、過料の金額は1千円とすることが妥当である。

(2) 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年,同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり,過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき,更には,春の観光シーズンによる混雑を避けられることから,徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。

<付帯意見>

本審議会は、条例の取組を推進するうえで、次の事項に留意することを市長に具申する。

・ 過料の適用に当たっては、市民はもとより、観光旅行者等に対して、周 知徹底を図ること。併せて、路上喫煙等をしないよう努力する義務につい ての広報活動を十分に行うこと。